

政策提言の要旨

住民生活や地域経済を支える地方公共団体の役割は大きなものとなっておりますが、地方財政は、社会保障関係費の増高などにより恒常的に財源不足の状態が続いています。また、社会保障関係費のみならず、国土強靱化のための防災・減災事業や南海トラフ地震をはじめとする災害への備え、地方創生・人口減少対策のための取組を推進するには、こうした施策に係る財政需要について安定的な財源の確保が不可欠です。

については、引き続き、地方一般財源総額を確保しつつ、臨時財政対策債などの特例措置に依存しない持続可能な制度の確立等により、地方税財源の充実・強化を図ることを求めます。

【政策提言の具体的内容】

1 地方一般財源の総額確保

- ◎ 平成31年度地方財政計画における地方の一般財源総額については、国の新経済・財政再生計画において、2021年度までは2018年度の地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保するとされていることを踏まえ、前年度を0.6兆円上回る62.7兆円とされたところです。
一方、地方の歳出は、社会保障関係費の財源や臨時財政対策債の償還財源はもとより、地方が責任をもって、地方創生・人口減少対策をはじめ、地域経済活性化・雇用対策、人づくり、国土強靱化のための防災・減災事業などの財政需要も見込まれますことから、引き続き十分な規模で地方一般財源の総額を確保し、地方の取組を後押ししていただくことが必要です。
- ◎ 社会保障関係費については、地方においても国と同様に不可避免的に増加しており、その増分について適切に地方財政計画の歳出に計上する必要があります。また、社会保障と税の一体改革の実施による引上げ分の消費税収を充てることとされている社会保障の充実や消費税・地方消費税率引上げに伴う社会保障支出の増に係る地方負担の増はもとより、社会保障支出以外の経費の消費税・地方消費税率引上げに伴う歳出の増についても、地方の財政需要として地方財政計画に的確に反映することが必要です。
- ◎ 地方創生の推進については、国は次期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定の準備を開始するとされ、こうした中、地方公共団体においても、地方創生の深化に向け、切れ目ない取組を進めることが求められています。地方がその実情に応じた息の長い取組を継続的かつ主体的に進めていくために、平成31年度地方財政計画に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」（1兆円）を拡充・継続し、地方がそれぞれの地域の実情に応じた取組をしっかりと進められるよう必要な地方一般財源を十分に確保することが必要です。
- ◎ 一般財源の確保に当たっては、地方交付税の総額をしっかりと確保することが必要であり、地方交付税の法定率の見直しを含め、臨時財政対策債などの特例措置に依存しない持続可能な制度の確立に向けた方策を国と地方で検討していく必要があります。

2 防災・減災、国土強靱化等に必要な財源の確保

- ◎ 平成30年12月に「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が閣議決定され、防災のための重要インフラ等の機能維持及び国民経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持の観点から、特に緊急に実施すべきハード・ソフト対策について、3年間で集中的に実施するとされたところです。

本県では、今回の緊急対策にかかる財政支援を最大限活用し、防災インフラの整備を推進しているところですが、頻発化・激甚化する自然災害に対する国土強靱化のための取組は継続的に実施していく必要があることから、3か年緊急対策の終了後も、これらの事業に対する財源を確保することが必要です。

- ◎ 南海トラフで発生する地震（M8～9クラス）は、今後30年以内の発生確率が70%～80%とされ、震度7の揺れと巨大津波の脅威は刻々と増しており、このような時間的な制約のある中で、大規模な被害が想定される地域においては、実効性の高い地震・津波対策に対して優先的に投資していく必要があります。

このため、2020年度までの時限措置とされています緊急防災・減災事業債を活用し、庁舎の高台移転等を実施しているところですが、関係者や連動する事業との調整が必要であり、2021年度以降に着手となる事業も見込まれております。このことから、緊急防災・減災事業債については、本県のような高い確率で大規模地震の発生が見込まれている地方の意見を十分に踏まえ、恒久化を含む継続の検討を行うとともに、国土強靱化と防災・減災を加速するための財源を安定的・継続的に確保する必要があります。

- ◎ 地方交付税の算定に当たっては、災害発生リスクや対策の必要性・緊急性は、施設の規模や気象条件、地形といった地域特有の事情に基づいていることを考慮し、道路及び河川延長や林野面積等の社会インフラ関連の指標を用いることに加え、年間降水量の多い地域においては、河川等の維持管理や災害対策に多額の費用を要することから、降水量を算定に用いる等、財政需要を適切に捕捉する仕組みとすることが必要です。

3 より実効性のある偏在是正措置

- ◎ 地方法人課税の偏在是正については、平成31年度税制改正の大綱において、地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置を講じることとされたところです。今後は、今回の偏在是正により生じる財源については、その全額を地方財政計画に歳出として新たに計上することなどにより、地方税財政制度全体として、より実効性のある偏在是正措置となるようにすることが必要です。

4 財政力の弱い地方自治体に対する適切な財源措置

- ◎ 地方交付税については、本県をはじめとする財政力の弱い地方自治体に対する財源保障が相対的に低下しています。これらの団体は、人口減や過疎高齢化へ立ち向かうために地方創生・人口減少対策を一層推進するとともに、人口減少下においても、教育・福祉など地域や住民が必要とする行政サービスを安定的に提供することや災害へ備えるために社会資本を整備し、それを維持・修繕していく必要がありますが、十分な財源保障がなければ着実に取組を実行していくことは困難です。地方交付税の算定に当たっては、条件不利地域や財政力の弱い団体に配慮するなど、地域の実情を十分に踏まえた財源措置が必要です。

【政策提言の理由】

地方の一般財源総額については、国の新経済・財政再生計画において、2021年度までは2018年度と同水準の確保が保障されることとなり、平成31年度地方財政計画においては、地方の一般財源総額が平成30年度の水準を0.6兆円上回る額で確保されるなど、厳しい地方財政への配慮がなされたところです。しかしながら、依然として4.4兆円余りの財源不足が見込まれていることや3.2兆円余りの臨時財政対策債の発行など、一般財源総額の安定的な確保は困難な状況となっております。

増高する社会保障関係費のほか、国土強靱化のための防災・減災事業や南海トラフ地震などの災害への備え、地方創生・人口減少対策への取組などに対応していくには、地方交付税の増額をはじめとする地方税財源の充実・強化が必要です。